

に敢て激起し、平和争を開始したるありませぬ、

親愛なる町民諸君に  
 以て、如き事情の下に人非人伊豫田と決定的勝負を試みんとし、今戦の續々  
 ( ) なる私共争議團は決して所内の平和を覺悟したり、町民諸君に迷惑を  
 かけぬに算を極め、組合本部の統制に従って、益々合法的に我等の目的を  
 貫徹せむと決意し、決心を固く居ります。私共は伊豫田が決意地地方の町民を最  
 忌憚るる手段に依る若くは巧に法網をくぐり、工場経営を一切を居るごとく其  
 彼を唾骨振を引續つて天下を誦する公に、如何に私共が正しい立場に立つ  
 て此度戦を采始したるであるか、をより明白に、町民諸君の御同情と熱  
 意なる御援助を希望し、私共の労働争議を起せる真相と、経過と態  
 度と親愛なる町民諸君に公に、たゞでありませぬ

伊豫田漢伊豫田を葬れ

昭和四年三月五日

関東合同労働組合本部  
 六字護謄工場労働争議團本部  
 兼司谷飛地小野崎方

労社第三三四號

昭和四年三月十一日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 望月圭介殿

社會局長 官 殿

京都大阪神奈川兵庫愛知

各府縣知 事 殿

合資  
 會社六字護謄製作所労働争議ニ関スル件(不二報解決)

要旨  
 労働者側は、於ケル主張強硬にして三月八日更ニ要求書を提出交渉ニ努ムル所ア  
 然ルガ會社側は、於テ是ニ譲歩スル所トナリ三月九日別誌出覽書条件ニ  
 依リ円満解決ス